

## 公益財団法人全日本柔道連盟 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、個人会員及び法人・団体会員（以下「法人会員」という。）をもって構成し、賛助会費を納入するものとする。

(会費)

第3条 賛助会費は年額とし、個人会員は一口 5,000 円、法人会員は一口 50,000 円とする。

(入会手続き)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

(賛助会費の用途)

第5条 第3条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。とりわけ柔道の普及推進に資することを目的とする。

(便宜)

第6条 賛助会員は、本連盟から次の便宜を受けることができる。

- (1) 本連盟が発行する機関紙等の無料配布。
- (2) 本連盟が主催する大会等への無料招待や優先的待遇。
- (3) その他の本連盟が提供する便宜。

(会員の資格喪失)

第7条 賛助会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 賛助会員は、本連盟に通知することにより、いつでも退会することができる。ただし、既納の賛助会費は返還しない。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附記

この規程は平成26年3月27日に制定し、平成26年4月1日より施行する。